

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

〔十番 大内真理君登壇〕

○十番（大内真理君） 大綱一、反社会的カルト集団、統一協会の問題とジェンダー平等のうち、知事の政治姿勢とカルト宗教二世や被害者への支援について伺います。

統一協会といえは正体を隠して近づき、親切を装いながら人の弱みにつけ込んで不安や恐怖をかき立て、先祖の因縁話にこじつけてマインドコントロールしていく伝道活動がマニュアル化されており、その手法そのものが信教の自由を侵害していることが公知の事実になりました。霊感商法や億単位の献金を強要され、人生も家庭も狂わされ続けてきた信者・被害者の実態がようやく明るみになってきました。献金総額は、発覚しているだけでも四千億円超、氷山の一角です。これら献金が韓国に流されてきました。

ところが、さきの九月定例会で、統一協会の反社会性について問われた村井知事は、「法治国家の我が国で宗教法人法で認められている団体、反社会的勢力という位置づけではない」と擁護しました。これら言動は、統一協会の次なる加害を助長し、被害を拡大するもので、決して看過できません。国は世論に押され、遅まきながら質問権の行使などによりやく踏み出しました。村井知事の認識は変わりましたか。改めて統一協会の反社会的カルト性について村井知事の認識を変化があればその理由も併せて伺います。

秋田県や静岡県が実施したように、宮城県も統一協会や関連団体との関わりについて、集会やイベントなどへの職員派遣や祝電・メッセージの送付、後援名義の使用許可、県の施策への参画や寄附行為など、これまでにとどのような関わりがあったのか徹底した調査を行い、公表することが必要です。いかがですか。

政権党である自由民主党は、統一協会との組織的な癒着・関与が疑われています。

「真のお母様・ハンハクチャ様」発言の土井亨衆議院議員をはじめ、秋葉大臣や西村大臣など癒着ぶりが次々と明らかになっています。宮城県議会自由民主党会派の議員らが、統一協会関連旅行会社ハッピーワールドにツアーを依頼し、佐賀県の日韓トンネル試掘現場に政務活動費を使って視察したことは、県議会自身が議長を先頭に徹底調査を行い、自浄作用を発揮すべきと考えます。村井知事においては、統一協会との癒着・関係性が指摘されているにもかかわらず、自ら公表、反省、謝罪をせず、関係を断ち切らないままに国会議員や首長、地方議員の選挙応援を今後一切やめるべきです。いかがです

か。

合同結婚式で結ばれた夫婦から生まれた祝福二世で記者会見をした小川さゆりさん、仮名は、インタビューで、二世が一番やっていけないのが恋愛。教義の本には、「殺人以上の罪」、「地獄の底に行きます」と書いてあったことを告発。両親が毎月の収入を献金に使うため生活に余裕がなく、卒業アルバムさえ買ってもらえず、小学生のときからいじめも受けていたことなどを語っています。直近では、教団内だけに通用する養子縁組の違法性についても明るみになります。長年支援活動をしてこられた方々からは、「二世や統一協会の事情に一定精通している人がサポートに就く体制をつくる必要がある、声を上げる人をただ待たただけではなく、迷っている人たちの受皿になるような仕組みを早急に考える必要がある」ことが指摘されています。県として、継続的な支援ができる部署と体制を確立すること、支援者との率直な懇談・検討の場を繰り返す持つことを求めます。いかがですか。

数年前、宮城県所管の相談窓口に駆け込み、SOSを訴えた若年女性が虐待四要件の全ての被害に遭っていたにもかかわらず、背景に宗教が絡んでいたことが分かった途端、「宗教はねー」「家族とよく話し合って」などと追いつ返されてしまった事例があったことについて、県内の支援者から告発がありました。宗教的な虐待とは、虐待四要件を含んでいるのですから、虐待の問題としてしっかり対応するべきです。いかがですか。全国では初めて宗教的虐待被害者が、東京都世田谷区で四年前に生活保護認定されました。世田谷区は、その後も救済の先頭に立っています。宮城県自身がその実践をよく学び、関係各課や市町村に共有することを求めます。お答えください。

もう一方で重大なのが、韓国に本拠地を置く統一協会と自由民主党の政務三役などが政策協定まで結び、内政干渉とも言える野蛮な介入・攻撃を一体となって、草の根から行ってきたことです。具体的には、統一協会と最も癒着していた疑いのある安倍元首相や山谷えり子氏らが、自由民主党国会議員が中心となり、自由民主党地方議員、日本会議などとともに、憲法改定が推進され、個人の尊厳、ジェンダー平等、性の多様性、性と生殖の健康と権利などの分野に攻撃が仕向けられ続けてきました。中でも統一協会が力を入れてきたのが、同性愛・両性愛への反対です。統一協会の教義は、神様の理想を具現化する場所として結婚と家庭を最も重要視しています。家庭とは、男と女が結婚

し、子供をなす場であり、できるだけたくさん子孫を生み、つくり上げる場と家庭の在り方を決めつけ、同性愛は神の意思に反することになるという絶対的な教えがあります。村井知事は、これら背景を踏まえて、同性愛・両性愛を含めたSOGIE SC、性の多様性を尊重・保障するために、県政においてどんな取組が必要だとお考えですか、伺います。

SOGIE SC、性の多様性を尊重・保障する先進県の一つに、ぜひ宮城県も加わりますよう、宮城県自身もパートナーシップ支援条例を創設すること。まずは、知事・教育長それぞれが性的少数者、LGBTQプラスと言われる当事者の方々と意見交換する場を設けていただきたいと要望いたします。二点併せてお答えください。

これまで、統一協会と自由民主党議員らの攻撃にさらされ、国際水準から大きく立ち後れてきた分野を地方政治の現場から一気に引き上げる取組が急がれます。具体的には、全県庁職員・全教職員を対象にしたジェンダー平等研修です。まずは、知事・教育長・県警本部長のお三方を先頭に積極的に機会をつくっていただくことを求めます。いかがですか。

二つ目に、ジェンダー平等の一環として、県立学校を含む全県有施設でトイレトペーパーと同じように生理用品をトイレの個室や洗面台に配置していただきたい。いかがですか。

また、統一協会と自由民主党議員らは、九十年代以降、科学的・包括的な性教育を実践していた人間と性、教育研究協議会や教員に対し、名指しし、「過激な性教育は家族制度を壊す、共産主義の思想」などと偏見に満ちた攻撃を執拗に加えました。これら攻撃の中で、小学五年生の理科で人の受精に至る過程は取り扱わないものとするなど、いわゆる歯止め規定が学習指導要領に盛り込まれたのです。文部科学省が今年四月施行した生命の安全教育にも残念ながら歯止め規定が生きています。一方、文部科学省の担当者に聞くと、「歯止め規定の内容についても、各学校でその必要性があると判断すれば、指導することはできる」との回答が示されました。歯止め規定が残っていることで、一番影響を受けるのは子供たち自身です。性に関する誤った情報が氾濫する今、大人たちに正しい知識を教えるのも子供たち自身です。性に関する誤った情報が氾濫する今、大人たち刻な傷を負うのは子供たちです。ユネスコが定めた国際セクシャリティガイドランスなど、

子供の年齢・発達に即した科学と人権の性教育である包括的性教育を公教育に導入していくことが求められています。宮城県としても、全教職員の研修、義務教育、特別支援教育、高校教育の中できちんと位置づけることを求めます。併せて国に、そのための教員増員と予算配置を求めていること。まずは、宮城県として独自の予算措置を求めます。二点についてお答えください。

現在、宮城県警のホームページに掲載されているリーフなどは、痴漢被害や盗撮被害に遭わないためにと被害者に注意を促すものばかりです。啓発資料などにはむしろ痴漢・盗撮は性暴力であり犯罪ですと、社会全体で加害を抑止・防止する機運を高めるよう、率先してはつきり表現していただきたいと考えますが、いかがですか。

また、近年大きな問題となっている受験シーズン、受験生をターゲットにした痴漢・盗撮などの性暴力加害を起こさせないために、都営地下鉄では、痴漢・盗撮・暴力は犯罪行為です。何かお困りのお客様やお気づきのお客様は、駅係員、乗務員、警備員または巡回中の警察官までお知らせくださいと、加害を防止するアナウンスを強化しています。公共交通機関などにおける対策を強化するよう、県からの働きかけと県警の取組を求め、併せて伺います。

大綱二、現場が切実に求める子ども・子育て支援について伺います。

村井知事は、県の財政力指数は東北一なのに、人口減少・税収減で不安をあおり、地方自治の本旨である福祉の増進を極端に怠ってきました。その結果が合計特殊出生率一・一五です。このことを深く自覚した抜本的な改善が不可欠です。授乳室設置、結婚支援などの施策にとどまらず、現場が切実に求めている施策の創設や拡充について求め、順次お尋ねします。

村井知事発案の孫休暇創設は、今でも様々なハレーションを起こしています。私は、九月議会で孫休暇以上に、全国十五県が実施している、子供のためなら何にでも使えるように、とりわけ教職員の処遇改善につながるように特別休暇の要件緩和と日数増を求めました。改めて求めます。いかがですか。

宮城県市長会から、今年八月に村井知事あてに提出された子供の医療費助成の地域間格差の解消に関する緊急要望書を、以前議員の皆様にお配りしました。これにもあるとおり、県は、子供の医療費助成に係る十八歳までの対象年齢の引上げ及び所得制限撤

廃の措置を講じることこそが、市町村から何よりも求められています。知事は、この声に今こそ応えるべきです。いかがですか。

十月二十六日、三年ぶりに開催された第四十三回宮城県私学振興大会には、村井知事代理の志賀部長はじめ全会派から多数の県議が参加し、来賓として御紹介いただきました。国からの財源措置分から、小学校・中学校では、児童生徒一人当たり一万円から二万円も差し引いて、別な事業にお金を回しているように見えるぐらい助成額が低く、何とも恥ずかしい実態が明らかになりました。他県は、国の助成額より数万円上乗せの独自予算を立てています。私立学校振興助成法の経常費二分の一助成に近づける運営費補助を求めます。いかがですか。

また、私学助成をすすめる会の資料によると、高等学校等就学支援金制度については、世帯年収上限が低く、県独自の助成対象上乗せ対象が僅か五%程度、八百人であることも明らかになりました。かつて約四億円の県単予算を組んでいたはずが、国庫補助増額に反比例させ、県単を引下げたことが議会で問題となり、大きな批判を浴びる中、ようやく一億三千万円までは引き上げていただきましたが、山形県の三億七千万円と比較するとまだまだ不十分です。助成対象の世帯年収上限額を山形県並みに引き上げるべきではありませんか、伺います。

文部科学省実施、令和三年度調査によると、いわゆる「不登校」の小中学生は二十四万四千九百四十人、過去最多を更新。昨年より約二五%の急増です。子供たちの抱える困難な実態と、学校現場で教職員が圧倒的に不足していることが表裏一体だという認識を知事・教育長は、それぞれどうお持ちでしょうか、伺います。

全国でも、都道府県レベルではとりわけ早く平成十六年から段階的に少人数学級に踏み出した山梨県は、平成元年には全県で三十人学級を実現。更に令和三年度には小学一・二年生の二十五人学級を県独自で実現しています。山梨県教育委員会自ら子供たちや教職員に効果検証のアンケートを実施しています。「学校に行くのは楽しいですか」、「困ったときに先生や友達に言えますか」や、「一人一人が活躍できる場を意図的に設定できたか」、「話を聞いたり声掛けを多くするなど、コミュニケーションの充実を図れたか」など、あらゆる項目で少人数であるほど、現場の評価が高くなっています。宮城県は、全国でも教育条件整備が最下位レベル。東北では断トツ最下位で、少人数学級

と県独自の教職員定数配置が遅れています。県独自の少人数学級に直ちに踏み出すべきです。それには、県独自の教職員定数配置で具体的な増員を図ることが不可欠です。予算執行権を持つ知事に強く求めます。三点いかがですか。私は、独り親への食料支援を継続しているNPO法人 *ma for za* さんの取組に参加させていただいています。法人による県内の独り親四十世帯の実態アンケートを見ると、独り親世帯や課税低所得世帯の生活の苦しさは、尋常でないことが改めて浮き彫りとなっています。このたびの福祉灯油もそうですが、宮城県は福祉や教育支援のほとんどが非課税世帯で、基準を引いています。県や県教育委員会が関わる福祉・教育の諸事業において、非課税世帯で引いている基準・ボーダーを、児童扶養手当受給世帯まで拡充していただきたい。また、独り親や寡婦の方が家事や育児にお困りの際、家庭生活支援員が派遣される独り親家庭等日常生活支援事業を持つ自治体がありますが、七三%の当事者が制度の存在自体を知らなかった、ぜひ活用したいと答えています。全自治体で、支援メニューと予算の拡充、普及啓発を宮城県が予算の補助で大きく後押ししていただきたいと考え、二点伺います。大綱三、学校給食の無償化とオーガニック化について伺います。

全国では、宮城県を含む八割を超える自治体が、学校給食費の保護者負担を軽減しています。完全無償化は二百五十六自治体、県内でも富谷市と栗原市が来年度完全無償化に踏み出し五自治体、一部補助は八自治体と、補助を拡充する自治体が増えています。このような自治体を増やしたり励ますために、宮城県自身が給食費無償化を実施する自治体を直接下支えすることを求めます。いかがですか。

県立中学校二校、特別支援学校十八校、定時制高校七校と、宿舎八か所分の給食費完全無償化に必要な財源は約二億円です。宮城県としてこれらは直ちに行うべきと考えます。いかがですか。

地域の方を雇用して、長期休暇の時、週一回以上の食事提供を実施し、継続すること。小・中学生希望者へ週一回以上の朝御飯の無料提供を行うこと。これらを県が率先し、市町村とともに構築することを求めます。この事業も兵庫県明石市が既に実施しています。地域と学校が連携した子供たち一人一人を本気で大切に作る県政、ぜひ御検討ください。知事いかがですか。

同時に知事には、学校給食の食材を県産品に切り替え、更にオーガニック化を目指

すよう市町村に働きかけ、協議していただくことを求めます。一気にまとまった収量を得られなくても、できる範囲・少量から徐々に食材の公共調達割合を計画的に増やすことは、恒久的に地元の生産者を買収し支えることも意図します。いかがですか。

私の地元・仙台市宮城野区でも、自校式給食の岡田小学校と御近所の意欲の高い有機農家さんが独自につながり、土づくり、種まき、田植、草取り、収穫、そして収穫祭としておいしい給食が提供されます。最高の食育体験です。これらは、五年生の総合学習の時間を使って毎年行われており、低学年生の憧れの的でした。今年一年、私は県の担当者の方とともにこれらに参加してまいりました。農政部と教育庁の連携で得られるこれら地域内好循環の実践について、知事と教育長の所感と全県水平展開を図ることを求めます。いかがですか。

大綱四、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略について伺います。

エジプトで開かれていた国連気候変動枠組条約、COP27が閉会しました。この開催に合わせて、気候変動対策に後ろ向きな国に授与される化石賞を日本が三たび連続で受賞しました。日本政府が進める石炭火力をはじめ、製造時に大量のCO₂を排出する化石燃料由来の水素やアンモニア頼みの姿勢が、世界から厳しく批判されています。世界の流れから見た際、現時点での宮城県の二〇五〇戦略中間案は肝腎要のことが柱から抜け落ちています。メガソーラー分だけで既に伐採されてしまった楽天球場約一千七十個分の森林の回復目標と計画、CO₂の最も多い石炭火力発電所の全面廃止。この二点の位置づけが一切ありません。二〇五〇戦略の主要な柱にこの二点を位置づけ、明記すべきです。いかがですか。

現在策定中のカーボンニュートラルポート形成計画をはじめ、宮城県の全ての事業から、化石燃料由来のグレー水素、グレーアンモニアの輸入・使用を完全に排除するよう明記すべきです。いかがですか。

水素製造には大量の電力を使いますし、燃料アンモニア製造にも大量のLNGが使われます。その結果、一トンの燃料アンモニア生成に対し、一・五八トンのCO₂が排出されることとなります。このことへの認識も併せて伺います。

知事は、県政だより最新号で、風力発電や太陽光発電は平野部でも実現可能な中、あえて二酸化炭素を吸収する役割を持つ山林で事業を拡張することに疑問を感じる。更

に、数十年後に事業者が不在になってしまい古くなった設備がそのまま山林に放置される可能性に強い危機感を覚えると明言。これまでの認識を大きく変化させていただいたことには感謝しております。そうであるならば、なおさら一刻も早く太陽光発電施設の設置等に関する条例の規制を、対象範囲を、現在の県土の1%から県土の約60%を占める森林全体に拡大すること。大規模風力発電施設を直ちに対象に含めること。事業者による条例などの他法令遵守違反を、当該市町や住民から告発を受けた際には、宮城県として、速やかに林地開発許可を撤回できる要件を県で条例に明記すること。経済産業省に対し改正FIT法に照らして、FIT認定の取消しを通報する窓口をつくること。四点が不可欠です。いかがですか。

知事発案の仮称森林新税の納税対象者を新規着工施設事業者としてしまえば、駆け込み着工や駆け込み事業を呼び込み、逆効果になることや節税対策になって森林乱開発企業の設置導入をむしろ促進してしまうことなど、政策効果への根源的な疑問も指摘されました。慎重に検討すべきです。いかがですか。

気候危機打開に本気ならむしろ原因者負担の原則に立った炭素税こそ創設すべきです。石炭火力発電所や輸入バイオマス発電所こそ課税対象に含め、得られた財源を地域主導で地域経済や雇用にも寄与する、省エネ、再エネ支援に振り向けることができます。併せて、森林乱開発にはやはり条例で規制を強化することのほうが先決なのではないでしょうか、伺います。

宮城県は、二〇一八年に作成したゾーニングマップを県のホームページで公開していましたが、今年七月上旬に非公開としています。宮城県の現ゾーニングマップは、本来国土保全の観点から、土砂災害警戒区域などの指定区域を除外すべきでした。ところが、丸森町を例に見ても、砂防三法に係る砂防指定地等は九十九か所、土砂災害警戒区域等は八百七十四か所もあります。このようなところを除外していない現ゾーニングマップは、人命に関わる重大な欠陥があると言えます。まずは、最低でも現ゾーニングマップ本体から丸森町をはじめ、全域の国土保全に係る指定地域と周辺を一刻も早く外すべきです。いかがですか。

村井知事は、原子力発電所というのは二酸化炭素を出しませんし安全に稼働すればこれほど環境に優しいものはないわけですね、と述べました。本当にそうでしょうか。

先日結審を迎えた女川原発差止め訴訟は、約十年間で八十回を超える情報公開請求を積み重ね、避難者の被曝を検査する検査場所が開設できないこと、一時集合場所へのバス確保と配備ができないこと、つまり、逃げられない避難計画であることが原告によって論証されました。原発は、濃縮ウランの核分裂による熱でお湯を沸かします。女川原発一基が一年間で使用する分の濃縮ウラン十六トンを生み出すために必要なウラン鉱石は六・九万トン。採掘の際に百二十八万トンの土を掘り返します。これら採掘・精製するときの機械や動力、そして、海外からの運搬の工程で膨大な石油などの化石燃料が使われ、大量の二酸化炭素を排出します。知事はこのことを御存じでしたか、認識と評価を伺います。

女川原発の再稼働を許せば、これまで女川原発で生み出し処理の見通しが全くない、合計七百六十トンの使用済み核燃料に毎年新たに十六トンずつ使用済み核燃料が加わります。知事は、原子力発電所の再稼働は高レベル放射性廃棄物の最終処分とともに、後世に負担を残さないためにも、国が主体となり責任を持って取り組むべき課題と認識していると言います。そう認識しているのであれば、国任せではなく宮城県の責任でできることは、新たな核のごみを生み出さない判断、女川原発の再稼働の同意を取り下げることで、選択肢は一択です。これが知事の取るべき必要最低限の仕事なのではありませんか、伺います。

二〇五〇戦略は、他県で既に大きな実績を上げている太陽熱温水器助成や断熱リフォーム助成の更なる拡大のような大規模な省エネ施策と、PPAモデルのような自家消費や地域経済活性化にも寄与する取組を大きく促す柱立てが弱いことを残念に思います。三年から五年単位での削減目標や工程表も明示した実行計画を同時につくり、省エネ施策と地域主導再エネ施策の充実・発展にこそもっと力を入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。

エネルギーと食料の自給率向上を、地域主導・地産地消で積み重ね、気候正義を草の根から実践していくことこそ真の地方創生です。グローバルな取組をローカルで実践する宮城県へ抜本的に転換することを求め、壇上からの質問とします。ありがとうございました。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 大内真理議員の一般質問にお答えいたします。大変多岐にわたっておりますので、簡潔に答弁いたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、反社会的カルト集団、統一協会の問題とジェンダー平等についての御質問にお答えいたします。

初めに、統一協会に関する私の認識についてのお尋ねにお答えいたします。

旧統一協会が行ってきた活動につきましては、新聞で報道されている以上のことは詳しくは存じ上げておりません。現在、国において宗教法人法に基づく質問権が行使されたと伺っており、今後法令に基づいて適切に判断されるものと認識しております。

次に、統一協会との関係を断ち切らない議員等の選挙応援をやめるべきとの御質問にお答えいたします。

私ほどの候補者を応援するかにつきましては、その候補者の政策やこれまでの実績、人柄などを総合的に勘案し、私の政治信条に基づき判断しているものでございます。

次に、大綱二点目、現場が切実に求める子ども・子育て支援についての御質問にお答えいたします。

初めに、子供たちが抱える困難な問題と教職員不足が表裏一体であるところのお尋ねにお答えいたします。

教育には様々な諸課題があることは承知しておりますが、義務教育の教職員定数につきましては、全国どこに住んでいても同じ教育が受けられるよう、国の責任において定められるべきと認識しており、引き続き国に対し必要となる教職員定数の措置について要望してまいります。

次に、少人数学級のための県独自の定数増についての御質問にお答えいたします。

少人数学級については、義務標準法の改正により令和七年度には小学校の全学年において三十五人以下学級となる見込みであります。義務教育における学級編制の在り方については国において定められ、その責務として必要な財源を確保すべきものと考えており、対象範囲の拡大などにつきましては、国に対し引き続き要望してまいります。

次に、大綱四点目、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略についての御質問にお答えいたします。

初めに、ウランの採掘、精製、運搬等に伴う二酸化炭素排出への認識と評価はどうか、また、再稼働の同意を取り下げるべきとお尋ねにお答えいたします。

原子力発電では、発電時以外の過程において二酸化炭素が排出されていることは承知しております。環境への影響等はトータルで考えるべきものと考えておりますが、エネルギー白書の電源別のライフサイクルCO₂排出量の比較によれば、原子力発電は火力発電などに比べ、二酸化炭素の排出量が少ないという見方が示されております。また再稼働につきましては、安全性の確保を大前提に、国のエネルギー政策や地球温暖化対策等も考慮しながら、一昨年県議会や市町村長の御意見等もお伺いして、総合的に判断したものであります。

次に、戦略に関する実行計画の作成及び抜本的な省エネと地域経済の活性化の取組の充実についての御質問にお答えいたします。

みやぎゼロカーボンチャレンジ戦略は、目標達成に向けた施策や重点対策を盛り込んだ地球温暖化対策推進法に基づく県の実行計画として位置づけております。この計画では、再生可能エネルギー熱利用設備の導入支援などに加え、重点対策としてゼロエネルギー住宅やビルの大量普及を掲げ、徹底した省エネ化の推進に取り組むこととしているほか、農山漁村地域における再エネの導入促進として、営農型太陽光発電や木質バイオマス発電など、地域資源を活用した省エネの導入により、地域経済の活性化を図ることを目指すこととしております。なお、計画の進捗状況等につきましては、毎年度、目標の達成状況等を取りまとめの上、公表し、適切に進行管理を行っております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 総務部長志賀正幸君。

〔総務部長 志賀正幸君登壇〕

○総務部長（志賀正幸君） 大綱一点目、反社会的カルト集団、統一協会の問題とジェンダー平等についての御質問のうち、県と統一協会や関連団体との関わりに係る調査についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、国において、旧統一協会に対し、宗教法人法に基づく質問権を行使し、様々な実態を解明しようとする動きもありますので、その動向を注視してまいります。

次に、継続的な支援体制の確立と支援者との懇談や検討の場の設置についての御質

問にお答えいたします。

県といたしましたは、これまでも各種の御相談に対し、関係部署間、更には国や関係機関などとも連携しながら対応してきたところであり、本件についても必要な実情の把握に努めつつ、引き続き法令等にとり適切に対応してまいります。

次に、大綱二点目、現場が切実に求める子ども・子育て支援についての御質問のうち、特別休暇についてのお尋ねにお答えいたします。

子育てに関する特別休暇制度については、かねてより職員団体から授業参観などを目的とした制度の創設について要望があり、人事委員会と調整を進めてまいりました。このたび、本日付で人事委員会規則の一部を改正する規則が公布され、令和五年一月から、入学式や卒業式、授業参観などの学校行事への出席を目的とした特別休暇が新たに認められることとなったところであり、有効に活用していただきたいと考えております。

次に、私立学校運営費補助と就学支援金県単上乗せ補助についての御質問にお答えいたします。

私立学校運営費補助については、国の財源措置のうち地方交付税に算入されている教職員共済費相当額については日本私立学校振興・共済事業団等に対して直接補助しており、全体として国の財源措置分を超える支援を行っております。また、私立高等学校等就学支援金の上乗せ補助については、各都道府県において独自の支援制度が設けられておりますが、いずれも国の制度上年収区分の境目に生じるギャップ等を埋める観点から実施されているものであることから、全国知事会を通じ国に対して制度の拡充・見直しを求めているところであります。私学の振興に向けては、多様なニーズや社会情勢を踏まえた総合的な対応が必要と考えており、引き続きできる限りの対応に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

〔環境生活部長 佐藤靖彦君登壇〕

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、反社会的カルト集団、統一協会の問題とジェンダー平等についての御質問のうち、性の多様性に関する取組についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、宮城県男女共同参画基本計画において性的マイノリティーへの配慮を掲げ、意識啓発や相談体制の整備を行っております。このため、市町村との共催により県民を対象としたセミナーを開催するとともに、LGBT相談窓口を開設し、専門相談員が家庭や職場などにおける様々な悩みに対応しており、引き続き普及啓発等に取り組み、広く理解増進を図ってまいります。

次に、パートナーシップ制度の創設と当事者との意見交換の実施についての御質問にお答えいたします。

パートナーシップ制度の導入には、県民の理解や意識の醸成が必要不可欠であると認識しており、県民の皆様をはじめ、各方面の方々から広く御意見を伺う必要があると考えております。現在、十都府県において制度が導入されていることから、先行事例の状況等も把握しながら、引き続き今後の対応を研究してまいります。なお、当事者の方々の考え方をすることは重要であることから、まずは担当課において意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、ジェンダー平等に関する研修の実施と県有施設への生理用品の配置についての御質問にお答えいたします。

県では、ジェンダー平等に関して毎年度県職員を対象とした研修を実施するとともに、庁内イントラネットに性の多様性を理解するためのハンドブックを掲載しており、今後も様々な機会や媒体を活用して、一層の理解の醸成を図ってまいります。また、県有施設への生理用品の配置については、みやぎの女性つながりサポート型支援事業を実施し、コロナ禍で困難を抱える女性に対する相談支援とともに、生理用品の提供を行っております。県といたしましては、県有施設のトイレの備付けは現時点では慎重な検討が必要と考えておりますが、今後も本事業により必要としている人に支援が行き届くよう、一層の制度の周知を図ってまいります。

次に、性暴力や痴漢等に関する対策強化の働きかけについての御質問にお答えいたします。

県では、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画に基づき、警察本部をはじめ関係機関と連携し、犯罪が起きにくい環境づくりや犯罪被害者支援に取り組んでまいります。受験シーズンに向けての対策強化に関する公共交通機関等への働きかけにつ

ては、警察本部と連携し、対応を検討してまいります。

次に、大綱四点目、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略についての御質問のうち、伐採された森林の回復と石炭火力の全面廃止を戦略に位置づけるべきとのお尋ねにお答えいたします。

みやぎゼロカーボンチャレンジ戦略では、吸収源対策として、再造林や間伐による森林整備などにより、二酸化炭素の吸収量を二〇一三年度と同程度以上確保する目標を掲げております。また、二酸化炭素の排出が多い石炭火力発電は、脱炭素社会の実現を目指していく上で好ましいものではないと認識しておりますが、石炭火力発電を含めた火力発電の在り方については、国において決定されるべきものと考えております。

次に、県事業において、グレー水素などを使用しないよう明記すべき、また、製造工程における二酸化炭素排出に関する認識はどうかとの御質問にお答えいたします。

現在使用されている水素やアンモニアは、製造工程において二酸化炭素が排出されるものが多いことは認識しておりますが、利用時に二酸化炭素を排出せずカーボンニュートラル実現の鍵となる技術とされていることから、その普及拡大を戦略の重点対策と位置づけております。また、二酸化炭素を排出せずに生成されるグリーン水素などの製造技術の開発や実証が進められていることから、そうした状況等も踏まえながら、水素等の利活用の更なる拡大を目指してまいります。

次に、太陽光パネル条例の規制区域の拡大などについての御質問にお答えいたします。

太陽光パネル条例における設置規制区域は、土砂災害の防止が主な目的であり、森林全体を含めることは過度な規制となると考えております。また、大規模風力発電施設は、既存の法令等の手続の中で住民とのコミュニケーションや環境への配慮等の機会が確保されており、条例の対象に加えることは現時点では考えておりませんが、今後も国や他県の動向を注視してまいります。また、林地開発許可は、森林法に基づく基準に適合する場合に許可し、他法令の判断に影響されないとされており、取消しができるのは開発行為者が条件違反による中止命令等に従わなかった場合などとなっております。また、FIT制度の通報窓口については、国において窓口を設け、広く住民等から情報を収集しております。なお、条例違反事例については、県から国へ情報提供等を行うこと

となります。

次に、新税の検討は慎重に行うべきとの御質問にお答えいたします。

新税については、現在審議会に諮問するとともに、新たに税制研究会を設置し、議論を開始したところであり、今後、課税標準や税率などについて森林開発の抑制と再エネ施設の適地への誘導を効果的に実現できる制度となるよう検討を重ねてまいります。なお、駆け込み着工等への懸念については、課税対象となるか否かにかかわらず、事業者に対し、法令遵守や地域住民との合意形成など、適切な対応についてしっかり指導してまいります。

次に、炭素税の創設についての御質問にお答えいたします。

いわゆる炭素税は、吸収源である森林の開発事業者などに課税するものではなく、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出する事業者に課税するのが一般的であり、我が国では平成二十四年度から地球温暖化対策税として導入され、再エネの導入や省エネ対策等に活用されております。したがって、我が県の森林開発の抑制と再エネ施設の適地への誘導を目指す新たな税と炭素税とは趣旨が異なるものと考えております。

次に、風力発電に係るゾーニングマップについての御質問にお答えいたします。

ゾーニングマップは、環境保全と風力発電の導入促進の両立を図るため、県内全域を対象に風況や地理的・法的規制状況などを調査し、その結果を地図上で整理するとともに、市町村の意向を反映させるなどにより平成三十年に作成・公表したものです。導入可能性エリアについては、五百メートルのメッシュを基本として大まかに図示したものであり、砂防指定区域等については関係法令の経路を踏むことにより設置が可能であるため一律に除外しておりませんが、二十五度以上の急傾斜地などはエリアから除外しております。一方、昨年五月の地球温暖化対策推進法の改正により市町村が再エネ施設の設置を促進するための促進区域を定めるよう努めることとされたため、今後は県内全域のゾーニングマップを示す方法ではなく、市町村が地域の実情や住民の意向を踏まえた促進区域の設定を行うことなどを通じて、再エネ施設を適地に誘導することが望ましいと考えており、県としてはそのような市町村の取組を支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、反社会的カルテ集団、統一協会の問題とジェンダー平等についての御質問のうち、宗教的な虐待への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

児童相談所では、児童虐待の通告や相談があった場合、宗教的背景の有無にかかわらず、虐待に該当するかを判断し、適切に対応していると認識しております。また、国からは旧統一協会を背景とした生活保護などの相談があった際には宗教に関わることをみを理由として消極的な対応をせず、必要に応じて警察や消費生活センター等の関係機関とも連携しながら適切に対応するよう通知があり、その旨各市町等に周知しているところです。

次に、大綱二点目、現場が切実に求める子ども・子育て支援についての御質問のうち、乳幼児医療費助成についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、県から市町村に対する助成対象を入院、通院ともに就学前までとし、一部自己負担金を課していないことや完全現物給付方式であることも踏まえれば、全国的に見て遜色のない制度であります。こうした制度は、本来ナショナル・ミニマムとして国が責任を持って整備すべきと考えており、全国一律の制度創設について引き続き国に要望してまいります。

次に、福祉分野における支援の対象世帯の拡充についての御質問にお答えいたします。

今議会に予算を計上しております生活困窮世帯支援費は、国の経済対策で直接、間接の支援がある中で、特に生活困窮世帯の灯油購入費を助成するものであります。また、住居確保給付金や生活福祉資金の貸付けなどは、国の制度により非課税世帯が支援対象とされているものです。なお、生活困窮者支援の中でも一時生活支援事業や子供の学習支援などでは対象者を広げて対応しているところです。

次に、ひとり親家庭等日常生活支援事業についての御質問にお答えいたします。

ひとり親家庭等日常生活支援事業は、病気などの理由で生活援助、保育等のサービ
スが必要となった場合、家庭生活支援員を派遣する等の事業で、県内では仙台市、名取市、柴田町で実施しております。県としても、この事業は、独り親家庭等への支援メニ

ユーとして効果的なものと考えており、会議や研修の場を通じて未実施の市町村に積極的に働きかけてまいります。

次に、大綱三点目、学校給食の無償化とオーガニック化についての御質問のうち、学校の長期休業時等における食事提供についてのお尋ねにお答えいたします。

困難な環境にある子供たちの食を地域で支える活動は、子ども食堂を中心に広がっており、地域の方々に支えられながら、現在、公民館など約百四十か所で週一回から月一回程度実施されております。こうした場合は、親子が必要な支援につなげるとともに、居場所づくりにもなる重要な取組であることから、県では、みやぎ子ども食堂ネットワークを立ち上げ、運営への支援のほか市町村の取組も支援しているところです。引き続き、市町村や関係機関等と連携・協力しながら、県内各地に活動が広がるよう支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱三点目、学校給食の無償化とオーガニック化についての御質問のうち、土づくりから給食の提供までを体験する取組の県内全体への展開についてのお尋ねにお答えいたします。

小中学校の早い段階から、地域の食文化や農業に関する理解を深めることは、持続可能な農業・農村を確立していく上でも重要と認識しております。県では、農業者と学校との連携による農業体験の実施や農業に関する出前講座の開催のほか、県産食材を使用した調理実習など様々な取組を行っております。引き続き、地域の実情に合わせて教育庁とも連携しながら、食農教育の推進に向けて取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱一点目、反社会的カルト集団、統一協会の問題とジェンダー平等についての御質問のうち、性的少数者と言われる当事者との意見交換の実施についてのお尋ねにお答えいたします。

全ての人が性差にとらわれず、互いに人権を尊重し合い、誰もが自分らしく生き生きと生活していくことができる社会の実現には、児童生徒の意識の醸成や価値観の形成に関わる学校教育の果たす役割は大変重要であると考えております。御指摘の点については県教育委員会といたしましても、知事部局と連携しながら、様々な御意見の把握に努めてまいります。

次に、教職員を対象としたジェンダー平等に関する研修の実施と学校のトイレへの生理用品の配置についての御質問にお答えいたします。

児童生徒の男女共同参画意識を育む上で、教職員の意識の向上が重要であることから、これまでも初任者や新任校長・新任教頭研修において、男女共同参画を取り上げてきたところであり、引き続き研修の充実を図ってまいります。また、県立学校では、児童生徒に生理用品を保健室で無償配布しております。県教育委員会といたしましては、教職員が児童生徒の悩みや不安を聞き取り、その背景にある課題に気づくことが大切であると考えており、一人一人に寄り添った対応につながるよう学校に働きかけてまいります。

次に、包括的性教育の公教育への位置づけと予算についての御質問にお答えいたします。

包括的性教育とは身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等など幅広いテーマが含まれるものとされておりますが、学校教育においてはそうした観点も踏まえ、保健体育の内容をはじめとして家庭科、社会、道德等の教科及び特別活動とも関連づけ、発達段階に応じ、教育活動全体を通して取り組むことが重要であると考えております。県教育委員会では、教職員などを対象とした研修会を開催するほか、学校で講演会やワークショップを開催するなど人権や性に対する理解を深める取組も行っております。引き続き必要な予算措置も含めこうした取組が推進されるよう努めてまいります。

次に、大綱二点目、現場が切実に求める子ども・子育て支援についての御質問のうち、子供たちが抱える困難な問題と教職員不足が表裏一体であるところのお尋ねにお答えいたします。

児童生徒への支援については、個々の児童生徒の状況が異なり多様化・複雑化して

いることから、一人一人へのきめ細かな支援が必要であると認識しております。県教育委員会としましては、スクールカウンセラー等の積極的な活用や関係機関との連携協力を促すとともに、国に対して引き続き必要となる教職員定数の措置について要望してまいります。

次に、教育における、支援における対象世帯の拡充についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、国の補助事業を活用しながら授業料以外の教育費の負担軽減を目的に、非課税世帯等の保護者を対象として高校生等奨学給付金を支給しています。給付額や給付対象者の拡大については国へ要望しているところであり、授業料に相当する就学支援金等も含め、引き続き個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援に努めてまいります。

次に、大綱三点目、学校給食の無償化とオーガニック化についての御質問のうち、学校給食費の無償化を進める市町村に対する支援策についてのお尋ねにお答えいたします。

義務教育における学校給食は、学校給食法において学校設置者である市町村が実施し、施設・設備と運営に関する経費は学校設置者である市町村が、食材料費等は児童生徒の保護者が負担する旨定められておりますが、子育て支援や定住促進などの観点から、給食費を助成している市町村もあるところと認識しております。給食費の負担の在り方については、各市町村によっても様々な意見があると考えられることから、県教育委員会としましては、引き続き県内の状況把握に努めてまいります。

次に、特別支援学校、定時制高校及び寄宿舎の給食費無償化についての御質問にお答えいたします。

県立学校の学校給食については、昨今の物価高騰への対策として国の臨時交付金を活用して、栄養バランスや量を保った給食の確保と保護者等の負担軽減に取り組んでいるところです。学校給食法等では、学校給食の食材料費等は保護者等が負担することと定められておりますが、負担ができるだけ軽減されるように必要に応じて国への働きかけを検討してまいります。

次に、学校給食の食材を県産品に切り替え、オーガニック化を目指すよう市町村に

働きかけることについての御質問にお答えいたします。

宮城県学校給食会で供給している米飯は、一〇〇％県産ひとめぼれとなっているほか、パンに使用する小麦も県産の割合が五〇％に上昇するなど、学校給食での地場産物の利用拡大が推進されてきております。また、みやぎ米飯学校給食支援方式に加盟する三十二市町村のうち三十市町村において可能な限り環境保全米であるひとめぼれ一等米が提供されていると伺っております。県教育委員会としましては、児童生徒の郷土愛や環境への意識の育成にも寄与する地場産物等の積極的な活用を、引き続き市町村教育委員会に働きかけてまいります。

次に、学校と地域の農家が連携し土づくりから給食の提供までを体験する取組の県内全体への展開についての御質問にお答えいたします。

児童生徒の豊かな成長を図る上では、様々な経験を通じて、食物や生産等に関わる人々への感謝の心と地域の産物、食文化を尊重する心などを涵養することが重要と考えております。県内の八割以上の小学校で農林漁業の体験活動に取り組み、収穫時期には子供たちが自分たちで育てた作物を食べていると聞いております。県教育委員会では、引き続き関係部局や地域の生産者団体等との連携の下、食育の推進に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 警察本部長原幸太郎君。

〔警察本部長 原 幸太郎君登壇〕

○警察本部長（原 幸太郎君） 大綱一点目、反社会的カルト集団、統一協会の問題とジェンダー平等についての御質問のうち、警察職員を対象としたジェンダー平等に関する研修の実施のお尋ねにお答えいたします。

警察職員は、警察の職務を果たすため、法令に基づき、不偏不党、公平中正に職務に当たる旨の服務の宣誓を行っています。また、採用時や昇任時に加え、街頭活動に当たる地域や交通の警察官等に対しても、随時、様々な偏見や差別を排した人権の尊重、ジェンダー平等やレイシャル・プロファイリングに係る内容の研修等を実施しています。県警察といたしましては、今後とも、これらの研修等を継続するとともに、県民の期待に応える活動に取り組んでまいります。

次に、性暴力や痴漢に関する啓発資料及び対策についての御質問にお答えいたします。

県警察では、痴漢・盗撮の対策として、ホーム・ページ等で主に被害に遭う女性を対象とした啓発資料のほか、加害行為の抑止に向けた啓発資料についても掲載しており、今後更にキャンペーン等で広く周知を図ることとしております。公共交通機関等への働きかけについては、駅構内や電車内において、「痴漢・盗撮は犯罪です」等、音声アラームによる広報啓発活動を実施しています。更に、痴漢・盗撮に抑止効果のある防犯カメラの設置を働きかけ、今年三月に駅構内に防犯カメラが二台設置されたところです。また、平素から警察官が駅構内や電車内においてパトロールを行い、犯罪の抑止のみならず、検挙活動を推進しています。特に、受験シーズンにおいては、重点的に地下鉄やJR東日本の駅構内等において警戒活動を実施しています。引き続き、検挙と警戒活動の強化に努めるとともに、性犯罪の絶無を期して強力に抑止対策を推進してまいります。以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） 職員組合、教職員組合の皆さんが繰り返し交渉し、私ども会派が九月議会で求めた子供のために使える特別休暇が実現し、本日付公報で通知されたとの答弁がありました。とっつてもうれしく思います。ありがとうございます。続けて質問いたします。高等学校等就学支援金の県単補助が八百人だけでは、残り五千二百人が、国からも県からも支援の対象になっていません。切実に求められているのは、この制度の県単補助、年収上限を引き上げて、現在置き去りとなっている共働き世帯の多くを助成対象に加えることです。ここを前進させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 総務部長志賀真幸君。

○総務部長（志賀真幸君） 御答弁いたしましたとおり、国の制度でもともとギャップが生じておりまして、そこを埋めるために各都道府県が努力をしている状況でございます。もともとの根本のところでございますので、国に対して引き続きしっかりと要望を行っていききたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） 県自身の努力を更に求め、公私間格差の解消、保護者負担軽減

のため、引き続き求めてまいります。学校給食は、子供の食生活の改善や健康な体づくりに大切なものですが、子供一人当たり年間五万円から六万円の支出ですから、子供が多い世帯ほど重い負担となります。そう思いませんか、知事、いかがですか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） そう思います。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） そうであるならば、まずは多子世帯の給食費を市町村と共同で無償にすることを今すぐ決断すべきなのではないでしょうか。知事、伺います。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 給食費の負担について軽減を図っていくというのは、特に物価が上昇している中で大変重要なことだと考えております。先ほどもお話ししましたが、給食費についてはまず各市町村で決定していくということになります。いろいろな御意見があると思いますので、よく把握してまいりたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） よろしくお願ひします。森林を保全回復させる重要性について共通認識になりました。しかし、FIT施行の二〇一二年以降メガソーラーだけで楽天球場一千七十個分の森林が既に剥ぎ取られてしまいました。この分の森林を回復させる計画は、宮城県には一切ありません。知事、宮城の森林、本当にこのままでよいとお考えでしょうか、伺います。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 先人が大切に育んできた森林というものを我々も非常に大切に考えているところでございます。そのため、規制に加えて、今回森林の乱開発を抑制する、そして、再エネの導入を適地に誘導するという新たな税制度なども考えたところでございます。そうした規制と税の誘導、新たな適地対策に取り組む地域や市町村に対する伴走型支援など、複合的な政策を持ちまして、地域と共生した取組を推進していくように考えております。我々としても森林というのは大切な財産だと認識してまいります。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） 私が申し上げているのは、これからどうするかではなくて、既に剥ぎ取られてしまった楽天堂球場一千七十個分の森林、どう回復させるのが大事なのではないのですかとお尋ねいたしました。計画をつくる必要があるのではないのでしょうか、伺います。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 現在開発されたその面積でございます、再エネ施設などがそこに設置されたということでございます。森林の吸収源対策につきましては、先ほど申し上げましたが、基準年である二〇一三年度と同程度を維持するというところで、吸収源対策としては非常に管理された森林ということがポイントになってまいりますので、そうしたことで吸収源対策はしつかり実施してまいりたいという計画にしているというところでございます。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） 吸収源である森林が、これが剥ぎ取られているままでは、二〇五〇戦略のゼロカーボン、実現できないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

○環境生活部長（佐藤靖彦君） ゼロカーボンを達成するためには、様々な対策が必要だと考えておりました、ただいま申し上げました吸収源対策もございまして、エネルギーにつきましても、再エネを最大限導入していくことなどを総合的に取り組みながら目標を達成してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） ゼロカーボンを実現する上で不可欠なCO₂の吸収源である森林を回復させる計画は不可欠です。そして、原発依存、石炭依存は、気候危機打開に逆行しています。ゼロカーボンは看板倒れと言わざるを得ません。引き続き追及してまいります。統一協会の問題は、報道などで把握している範囲で、国において適切に判断されていくという認識で注視していくという驚くべき答弁でございました。今国会でも、統一協会との関わりがあった大臣が辞職に追い込まれています。政治家と統一協会との癒着は、全て明らかにせよとの世論調査も圧倒的な数値になっています。これらについて、知事は一体どうお考えになられているのでしょうか、伺います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 国会議員においてはそれぞれの党が把握されていると承知しております。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） 知事自身の御認識を伺っております。もう一度お答えください。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 県といたしましては、これまで各種の御相談に対して、関係部署間、更には国と関係機関などとの連携をしながら対応しております。今後は、必要な実情の把握に努めながら、引き続き法令等にとり、適切に対応していきたいと。総務部長が答弁したとおりでございます。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） 知事の認識と国民の認識には相当大的隔たりを感じるのですが、知事は今も反社会的カルト集団だという認識はお持ちではないということなんでしょうか。本当にその認識でいいんでしょうか、伺います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 反社会的というと、やはり暴力団あるいはオウム真理教、そういったようなものを意識しますけれども、少なくともまだ逮捕者が誰も出ていないような状況において、そのようなことを申し上げるのは私は難しいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） 本当に驚くべき答弁です。統一協会は、既に確認されているだけでも、司法判例刑事十一件、民事二十八件も法令違反、刑罰が確定している反社会的カルト組織です。知事の言う、警察が動くような違法性は既に何度も明らかになっている団体です。それなのに擁護したり、調査することさえ後ろ向きなのは、私が解釈するには、背景に宮城県出身の国会議員や県会議員の何人が深く関わっていることがあって、だから政治的判断をもって消極的なものなのではないのかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） そういうことではございません。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。
○十番（大内真理君） そうであるならば、一体何があって、なぜこれだけ問題になっている統一協会を擁護するのでしょうか、伺います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 国において、宗教法人法に基づく質問権が今行使されておりますので、まずはそれをしっかりと静観していくというのが、知事としての立場として正しいことであると思っているからであります。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） 知事は、「私などの候補者を応援するのは私が決める」とおっしゃっておられました。しかし、統一協会との関係や癒着が既に指摘されているにもかかわらず、自ら公表、反省、謝罪をせず、関係を断ち切らないままの政治家を選挙で応援するということは、間接的に村井知事自身が広告塔としてみなされることになってしまいますけれども、本当にそれでよいのでしょうか、伺います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 政治家を決めるのは、たった一件の、ワニイシューで決めるものではなくて、全体を見て決めるべきものであると思っております。

○議長（菊地恵一君） 十番大内真理君。

○十番（大内真理君） 統一協会問題について、地方政治の場でもうやむやにしたままでは世論が許しません。それは、民主主義を冒涇することにつながることを指摘して、これで終わります。ありがとうございます。